

(3) 料金の額及びその徴収期間
別紙-3を次のとおり改める。

別紙3中、1. (1) ①イ(ロ)イ)Bを次のとおり改める。

B 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超えて200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める期間は、100キロメートルを超えて200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超えて400キロメートルまでの部分について30パーセント、400キロメートルを超えて600キロメートルまでの部分について40パーセント、600キロメートルを超えて800キロメートルまでの部分について45パーセント、800キロメートルを超える部分について50パーセントの割引を行う。

別紙3中、1. (1) ①イ(ハ)ロ)を次のとおり改める。

ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

A 東日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位: キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位: 円)
100以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
100を超えて、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

B 東日本高速道路株式会社が別に定める期間

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位: キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位: 円)
100以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
100を超えて、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
200を超えて、400以下の場合	$(0.7 + \frac{35}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
400を超えて、600以下の場合	$(0.6 + \frac{75}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
600を超えて、800以下の場合	$(0.55 + \frac{105}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
800を超える場合	$(0.5 + \frac{145}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

(注) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'n : 大都市近郊区間（n1）及び関越特別区間（n2）のキロ程（単位：キロメートル）

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'n : 大都市近郊区間（n1）及び関越特別区間（n2）の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

別紙3中、1.（2）②口（イ）のうち、

「令和5年3月31日までの間」を「令和6年3月31日までの間」に改める。

別紙3中、1.（2）⑬のうち、

「イ 東日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで」を「イ 令和5年3月26日まで」に、
「ロ 東日本高速道路株式会社が別に定める日から」を「ロ 令和5年3月27日以降」に改める。

別紙3中、1.（2）⑭口（イ）口のうち、

「無線通行により料金所を通行し」を「無線通信により料金所を通行し」に改める。

別紙3中、1.（2）⑯イのうち、

「大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車」を「ETC
コーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）」に改める。

別紙3中、1.（2）⑰イを次のとおり改める。

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために横浜横須賀道路のうち馬堀海岸インターチェンジから狩場インターチェンジまでの区間及び釜利谷ジャンクションから並木インターチェンジまでの区間の各インターチェンジ相互間を通行する別添1-1又は別添1-2に掲げる乗合型自動車。

別紙3中、1.（2）⑯ハのうち、

「令和4年4月2日から同年11月27日まで」を「令和5年4月1日から同年11月26日まで」に、「令和4年4月2日から同年10月30日まで」を「令和5年4月1日から同年10月29日まで」に改める。

別紙3中、「1.（2）⑰」を「1.（2）⑲」に、「1.（2）⑱」を「1.（2）⑳」に改め、1.（2）⑲ハ（ロ）のうち、「⑰又は⑲」を「⑲又は⑳」に改める。

別紙3中、1.（2）⑯の次に次のとおり加える。

⑰深夜割引（見直し後）

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、午後10時から翌午前5時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路（Eに掲げる高速道路を除く。）を通行するETC車。

ロ 割引率等

割引率は30パーセントとし、午後10時から翌午前5時までの間に通行する、高速国道又は別添6に掲げる高速道路（Eに掲げる高速道路を除く。）の区間の通行料金に適用する。

⑯深夜割引（見直し後）（コードレート契約）

イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、午後10時から翌午前5時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路（Eに掲げる高速道路を除く。）を通行するETC車。

ロ 割引率等

割引率は30パーセントとし、午後10時から翌午前5時までの間に通行する、高速国道又は別添6に掲げる高速道路（Eに掲げる高速道路を除く。）の区間の通行料金に適用する。

⑰深夜割引（見直し後）経過措置（I）

イ 割引をする自動車

⑯イ又は⑰イに掲げる自動車のうち、走行経路に基づく距離が1,000キロメートルを超える一定の距離以上、午後10時から翌午前5時までの間に高速国道又は別添6に掲げる高速道路の区間を通行する自動車。なお、一定の距離については、東日本高速道路株式会社が別に定めるものとする。

ロ 割引率等

割引率は走行経路に基づく距離が1,000キロメートルを超える部分について30パーセントとし、高速国道又は別添6に掲げる高速道路（Eに掲げる高速道路を除く。）の通行料金に適用する。

⑱深夜割引（見直し後）経過措置（II）

イ 割引をする自動車

⑯イ又は⑰イに掲げる自動車のうち、午後10時から午後11時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を流出する自動車。

ロ 割引率等

割引率は20パーセントとし、午後10時から午後11時までの間に通行する、高速国道又は別添6に掲げる高速道路（Eに掲げる高速道路を除く。）の区間の通行料金に適用する。

別紙3中、(6)の次に次のとおり加える。

(7) 附則

① (2) ③及び⑯から⑰まで並びに(2) ③及び⑯から⑰までに係る事項については、追って定めるものとする。ただし、(2) ⑯から⑰及び(2) ⑯から⑰までに係る事項については、東日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までは適用しないものとする。

② (2) ⑯及び⑰並びに(2) ⑯及び⑰に係る事項については、①に定める日から5年程度の間適用することとし、その期間の末日は東日本高速道路株式会社が別に定めるものとする。

別紙3中、別添3のうち、「酒田中央ジャンクション」を「酒田中央」に改める。